



『一富士二鷹ならぬトンビ...』

撮影者 会員 海野 宏行

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

人権シンポジウムかながわ2015のご案内
日時 平成27年1月24日(土)
場所 横浜市開港記念会館
内容 人権賞贈呈式／取調べ可視化問題に関するシンポジウム等


神奈川県
横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

新年のご挨拶

横浜弁護士会 会長 小野 毅

明けましておめでとうございます。

昨年4月の就任以来、私も執行部は短距離走を走り続ける毎日で、いつの間にか9か月が経ちましたが、後を振り返るゆとりもなく、ただ毎日与えられ続ける課題をこなしていくのに精一杯でした。

就任披露の席では、憲法の問題を最大の課題と位置づけましたが、まさに憲法を巡る情勢に振り回され続けた年でした。刑事司法制度特別部会への対応、総合法律支援法の改正などについて会内の議論をどうまとめていくのか、重い課題でした。法曹人口問題や給費制は、弁護士にとって最も重い問題ですが、目に見える進展を得ることはできず、忸怩たる思いで一杯です。高齢者障がい者問題の課題である成年後見や司法ソーシャルネットワークの構築などを当会としてどのような体制で確立していくか、極めて重要な課題ですが、これも今後の課題です。弁護士不祥事問題も、副会長が毎日市民窓口の対応に追われ、市民窓口の活用によってできる限り早期に芽を摘むことが大切と理解はしているもののまだ十分な施策をとることが出来ないままです。こうしてみると、今期執行部は何をやってきたのかと叱られそうです。

この未年になってからは、イベントが目白押しです。1月21日に給費制シンポジウム、24日には「人権シンポジウムかながわ2015」を開催して消費者問題・取調べ可視化問題・障がい者問題・憲法問題の各シンポジウムと人権賞の贈呈式をあわせて行います。31日には法教育の作文コンクール表彰式とあわせてシンポジウムを開きます。2月21日には集团的自衛権問題に関するかながわ大集会、28日には学生向けの労働問題についてのシンポジウムがあります。また、2月25日には、臨時総会を開催する予定です。

たくさんイベントをこなしながら、私たちは3月まで走り続け、次期執行部にきれいにバトンを渡したいと考えておりますので、会員の皆様よろしくお願いいたします。

山ゆり

ウィンタースポーツは数あれど、正月といえは、やはり「冬の風物詩」として定着した箱根駅伝である。ここ数年、私は、保土ヶ谷駅付近で箱根駅伝を楽しみに観戦しているが、テレビの前で熱心に応援した方も多かったに違いない▼ただひたすら走り続けて襷を手渡すという至ってシンプルな競技でありながら、箱根駅伝が人気なのは、極限状態の中、若者達が自らの限界に挑み、次に待つ仲間を託す真摯な姿に心を打たれるからであろう▼モノの本によれば、大正6年、京都東宮間で行われた「東海道駅伝徒歩競争」を駅伝の発祥とし、その後、「箱根駅伝の父」といわれる金栗四三(かねくりしろう)氏により箱根駅伝が創設された。彼は、マラソン代表としてオリンピックに参加するも、途中棄権という失意の結果に終わるが、その後、世界に通用する長距離ランナーを育成すべく、箱根駅伝を創設したという▼さて、この号が出る頃には、総選挙の結果が明らかになっている。その結果を今知ることはいくつか、この時代という「区間」を任された私達は、次世代の若きランナーに向けて、どのような形で希望の襷を渡すことができるだろうか。

(越川 純哉)

かなパブ最前線

かなパブ5周年の歩みとこれから

かなパブ5周年

弁護士法人かながわパブリック法律事務所(以下「かなパブ」)は、平成21年9月に設立、平成26年9月をもって5周年となった。

かなパブは、ベテランの所長を置かず、ひまわり基金法律事務所(以下「ひまわり公設」)の所長経験者を中心とした、経験5〜10年程度の若手・中堅弁護士が社員弁護士となり、事務所の運営と新人弁護士の養成を担っている。都市型公設事務所は全国に15か所あるが、このような形態は初の試みであった。

弁護士養成の拠点

かなパブはこれまで、

ひまわり公設に4名(千葉鴨川、高知中村、福島相馬、山形新庄)、法テラス4号事務所1名(北海道八雲)、弁護士不在市町村に3名(神奈川県寒川町・開成町、群馬中之条町)、合計8名の弁護士を送り出した。

かなパブは弁護士過疎・偏在地域の解消を主目的として設立されたものであり、これまで順調に目的を達成してきたといえる。

また、今年春には、かなパブから赴任し、赴任先の任期を終えた弁護士1名が、社員弁護士として帰任することが内定している。かなパブは、弁護士過疎・偏在解消のため弁護士を養成して送り出し、その理念やノウハウを後続の弁護士に伝えていく拠点となることを大きな目的としていたが、これが実現しようとしている。

勉強会・相談会

このような新人弁護士の養成・赴任に加え、かなパブでは、①即時・早期独立・ノキ弁等を対象とした勉強会、②神奈川県内の弁護士不足地域を対象とした出張無料相談会(一部電話相談。計5町村)などを企画・実施してきた。①については、弁護士の養成拠点としてのかなパブの特徴を生かし、神奈川県内の即独立等の弁護士に対するサポートを行っており、②については、県内においても法律事務所数が0〜1の

自治体が存在することから、微力ながらその偏在解消に努めようとしたものである。

これからに向けて

前述のとおり、かなパブの運営と新人弁護士の養成は社員弁護士が担っているが、社員弁護士の任期は最長6年であり、本年8月までには、設立当初から在籍している社員弁護士2名の退任を予定している。これは、かなパブが都市型公設事務所であり個人事務所ではないこと、直近に弁護士不足地域で執務した弁護士が後進を養成することが適切であり、人が入れ替わりながら理念とノウハウが蓄積する拠点であること、この帰結でもある。

ただ、これを実現するためには、所外から社員弁護士として入所したいと思える、魅力ある事務所であり続けることが必須である。「かなパブ」をより魅力ある事務所として発展させられるよう、所員一同、努力を続けていきたい。

ちなみに、魅力ある事務所作りの一環として、先般「かなパブランニングクラブ」を設立し、所属弁護士全員(マイナス1名)で駅伝大会に出場して、汗を流したので、その様子を写真で紹介して本稿を締め終えたい。

(会員 石川 裕一)

笑顔でフィニッシュするメンバー 右上写真は筆者

「いま、憲法を考える」④

“avocat obligé”あるいは我々職能集団のやんごとなき責任について

いわゆる「護憲運動」のツケ?

倉持少年(私)は、幼少期、「この公園ではプラスチックバットを使って遊んではいけません」という看板のある公園で金属バットを使って遊んでいた。この規範解釈はおかしいだろうか?

解説とは、国語辞典と法規範を突き合わせ、文言の字義や語義の意味内容のみを明らかにする作業ではない。特に、憲法という法規範は、普遍的原理を内容とする最高法規としての抽象性と、国内最高の決定規範ゆえの調整問題の規定(内容がどのように決められるか)よりも決まっていること自体が重要な問題)が共存する、つまり、原理(principle)と準則(rule)の複合体である。

そして、準則については解釈の余地はないが、原理については、むしろ解釈が要求される。衆議院議員の任期が4年であるといった統治の規定等はまさに準則であり、これには解釈の余地はない(4年を解釈で5年と読むことはできない)が、普遍的原理に基づいた権利や客観的法原則のカタログ(まさに9条、13条、14条及び19条以下の人権規定等)は、原理として、解釈によってその内容を確定する必要のあるものである。

ここで冒頭の話に戻ろう。原理である憲法9条を読む際に必要なのは、国語辞典でも、文字を読めるだけの能力でもなく、国連憲章(特に2条、42条、51条等)との読み合わせや、他の憲法規定との整合性、すなわち、当該法規範の制定過程や歴史的背景及び他の条文との関係性等である。

9条の文言からは、軍隊も戦争も許されないとこの言説は法律家として失格である(憲法23条に「大学の自治」など一言も出てこないが、我々法律家が、大学の自治を自明のものとして認めていることをどう説明するのか)し、それでは金属バットで公園を荒らしていた倉持少年と同じである。9条が削除されても、戦争をすることは国際法上違法であり、国連憲章で武力不行使原則の例外として認められている集団安全保障、個別的自衛権及び集団的自衛権の中で、個別的自衛権だけが認められるのは、憲法13条で我々日本国民の生命及び安全等が「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とされているからである。

憲法の価値を守るべきなのは、それがイデオロギーを超えた、普遍的価値を標榜し、我々の普遍性への意思を常に再生産させ続けてくれるからである。憲法論をイデオロギー対立に貶めることなく、護憲改憲を越えた共通言語を涵養することは、我々法律家の目下の急務である。

憲法講演会の様子

自律を取り戻すために

100万円を所持して無人島で遭難したときに、突然現れた商人がパン1つを100万円で売ってきた。あなたは餓死を免れるために、そのパンを100万円で購入した。自分の意思で。このパンの購入は自律的に決定した事柄だが、果たして本当に自律といえるだろうか。

「自律」は、豊かな選択肢が存在しないと達成されないものである。我々は今自律的な生を送るための豊かな選択肢を持っているか。現代は、気を緩めれば自らの生を「他律」的に決定されていることが多い。自律的生を取り戻すために、我々の中に豊かな選択肢を持たねばならない。

一見多様な選択肢があるようで、一極集中しやすい現代を自律的に生き抜くために、私の師匠の言葉を借りれば、我々の語る権利論が、人々の「serendipity(思いがけない発見を促す能力)」を刺激し、育むものになるよう、日々努力しなければならぬ。(元当協会員・現第一東京弁護士会会員 倉持 麟太郎)

弁護士及び不動産鑑定士の紹介等に関する協定

鑑定士との連携を図る

調印後握手を交わす両会会長

弁護士と不動産鑑定士との連携を図るために、平成25年11月より当会と神奈川県不動産鑑定士協会とは、懇談会を開催し、両会の協定の締結を協議してきた。

そして、昨年11月10日に当会会館において、「弁護士及び不動産鑑定士の紹介等に関する協定」の調印式が行われるに至った。神奈川県不動産鑑定士協会からは、鈴木修会長、大野克夫副会長、遠藤一典副会長、当会からは小野毅会長、畑中隆爾副会長、狩倉博之法律相談センター運営委員会

調印式が行われるに至った。神奈川県不動産鑑定士協会からは、鈴木修会長、大野克夫副会長、遠藤一典副会長、当会からは小野毅会長、畑中隆爾副会長、狩倉博之法律相談センター運営委員会

調印式が行われるに至った。神奈川県不動産鑑定士協会からは、鈴木修会長、大野克夫副会長、遠藤一典副会長、当会からは小野毅会長、畑中隆爾副会長、狩倉博之法律相談センター運営委員会

(会員 太宰 順一)



判決要旨を見ると、起訴状の公訴事実と「にを」は「まで」と同じ。注目された「3D」

科学専門誌を何冊も買って来た。「STAP細胞」とは何だったのか。「ありますー」の声に胸を熱くした私も、読めば読むほど失望が募る。

プリンター事件」でも認定事実が起訴状通りで、論告や弁論の引用部分は一致して当然

ズが随所に再利用されている。裁判所の判断は別に述べられていて、「自分の言葉」や

獨創性が求められているわけでもない。一方で、法廷で弁護士や判事の言葉が聞く者の感情を揺さぶることもある。

(時事通信社横浜総局 渡辺 修)

ある2期生の悩み

会員 安富 真人 (53期)

常議員会 のい

今期2度目の常議員を拝命しました。かつての歌姫N・Aのごとく、2度目ともなれば少しは上手にメッセージを伝えたいもの(40代以上限定ネタ)ですが、なかなかうまく行かないものです。

弁護士生活15年目に突入し、半端な知識が半端に増えたせいか、発言しようと思っても様々なことが脳裏を駆け巡り、なかなか考えが練り切れず、手が上がらないうち

現在常議員会で検討される議題の数は毎回優に10以上。さらに当日の追加議題や報告事項も含めれば20以上に及ぶことも。それらについて2時間半ほどで全て結論を出すわけですから、サクサクと進めることが必須で

す。しかし、そのスピード感に自分是对応できていないな、と感じずにはいられません。

常議員会は各期から集まった総勢35名のチーム。実に多様かつ有意義な意見が出されます。自分も言わんとしたことを見事に表現して下さる方もいますし、自分の考えは実は非常に軽かった(言わなくて良かった、ホッ)と痛感させられることもよくあります。その中で2期生らしい貢献のあり方を模索しながらはやもう12月(執筆時)。まずはスピード対応のため、そろそろ資料を事前に読み込む習慣を身につけないと…(分かってはいるつもりなのですが…)

ラストスパートに向けて

副会長 武内 大徳

理事者室 だより

みなさん、あけましておめでとーございます。本年もよろしくお願いたします。…と言いつつ、

本稿執筆は昨年11月末、副会長任期の4分の3が終わったところです。あの副会長経験者から「理

事者は上半期が助走、下半期が本番」との言葉をいただきましたが、まったくもってそのとおりだと日々実感しています。会運営の知識が乏しかったこともあり、上半期は、とにかく役員としての仕事を覚えることで一杯でした。担当する委員会や事務局の皆さんも、成り立ての副会長を気遣っておられたものと思います。

それが後半戦に入ると、これまでよりハウイな問題の解決を求められるようになってきました。他方、残された任期は短いことから、時間に追われる感覚がいやが上にも増していきます。おまけに、自分の弁護士業務も滞り頭著なうえ、昨年10月には頸椎ヘルニアを発症してしまい、もうストレスがハンパない！

それでも、今期執行部の抜群のチームワークに助けられ、何とか毎日を凌いでいます。「次年度に先送りしちゃう」という悪魔の誘惑に負けず、できる限り年度内に懸案を処理できるよう、ラストスパートをがんばりたいと思います。



事務局運営室

能力発揮の環境づくりを

今回は、事務局運営室を紹介いたします。当室

は当会の事務局について合理的・効率的な事務処

パワフルな陣容

理体制の確立の推進、職員の人事情、職制、労働条件等について調査検討することを目的にしています。そのために、事務処理体制の調査や改善方法の検討、職員の採用等に関する事項の検討、さらには労働組合との団体交渉への対応等をし、会長に提言等を行っています。事務局に関する事項は中長期的に検討すべきものも少なくなく、単年度で交代する執行部では必ずしも対応しきれないことから当室は設けられました。

他方、近時の弁護士をめぐる環境の変化により、無制限に人件費を増加させることもできません。そのため、当室としては職員の努力を正當に評価できる仕組みづくりや業務分担を精査して事務の合理化を図り、職員の働きやすい職場づくりと人件費の過剰な増加の抑制を両立させるべく活動しています。

3庁対抗ソフトボール大会、当会は3位

弁護士会、また来年がある

昨年11月2日に横浜スタジアムにて毎年恒例となっている3庁対抗ソフトボール大会が開催された。当初は雨天の予報もあったが、早朝までに雨

も上がり晴れたる空の下での大会となった。試合は3庁の総当たりで行われ、じゃんけんの結果、弁護士会对検察庁の試合から熱戦が始まった。弁護士会先攻で始まった試合は初回到検察庁が7点を奪う猛攻を見せ、一旦は勝負はついたかに見えた。その後弁護士会も当会に登録したばかりの岡野友昭会員のホームランなどで合計6点を返したが反撃もここまで。9対6で検察庁の勝利となった。

絶妙な投球の吉澤幸次郎会員

最終第3試合の検察庁対裁判所では、検察庁が得意の先制攻撃で2回までに7点をとる猛攻を見せた。これに対し、裁判

所は初回到3点を返し、さらに徹底した右打ちをするなどして反撃し、4回5回と1点ずつ返した。しかし、検察庁チームのピッチャーのストライクゾーンを大きく縦に使う(山なりの)ボールと序盤の失点が響き、7対5で検察庁が勝ちを収めた。

結果、1位は検察庁、2位が裁判所、弁護士会は図らずも3庁の懇親を深めるという当初の目的に沿って3位となった。

熱戦に引き続きスタジアム内の会場で懇親会が開催された。懇親会では各庁から挨拶や感想、さ

らには他チームへの評価と多くの発言が出て会場は大いに盛り上がった。法曹三者が試合を楽しみながら親睦を深めるというこの大会の持つ本来の目的は十分に達成されていたが、それ以外にも本大会は大きな役割を果たしていた。法曹は仕事の忙しさから日頃家族に迷惑をかけることが多い(らしい)が、きれいに整備された横浜スタジアムのグラウンドやベンチで、応援に来た子供たちが走り回って楽しんでおり、この大会は家族孝行のイベントとしても大きな意味があったと言える。(会員 佐藤 裕)

これにより両チームとも2日目は順位決定戦にまわり、最終的には「横浜1」が6位、「横浜2」が8位という結果に終わった。

夜の懇親会を含め、勝敗にかかわらず楽しい全国大会ではあるが来年こそは優勝を狙いたい

三橋 潔

今年には暖冬の予報だったが、少なくとも本稿執筆時点では見事に裏切られている。

つい寒い、寒いと口走ってしまうのだが、全ては気持ちから、思い切つて暖かい、暖かいと言いつつながら通勤すると、不思議と暖かくなる(気がする)。一度試してみてください。

デスク

記者

大河内万紀子

千歳 博信

奥園龍太郎

西角 幸治

滝島 広子

越川 純哉

編集後記

今年には暖冬の予報だったが、少なくとも本稿執筆時点では見事に裏切られている。

(会員 砂子 昌利)

雪辱ならず

サッカー全国大会、当会は6、8位

全国優勝を目指してのぎを削った。

当会サッカー部からも、62期以下の若手会員を中心とした「横浜1」と、61期以上の中堅会員を中心とした「横浜2」の2チームが参加。大会は変則型のトーナメント形式で行われ、初戦は、両チームとも危なげなく(?)勝利し、準々決勝まで駒を進めた。

迎えた準々決勝、過去2大会連続で準々決勝敗退の「横浜1(前回5位)」は、雪辱を期して「大阪1(前回4位)」との大一番に臨んだ。試合は、両チームともに攻め手を欠き、スコアレスのままサドンデスのPK戦に突入。互いに1本目を決めて迎えた2本目、先行の「横浜1」が痛恨のミス。祈るような期待をGKに託すも、相手方に冷静に決められ、「横浜1」は3大会連続の準々決勝敗退となってしまった。

他方、強力な攻撃陣を要する前回準優勝チーム「京都1」と対戦した「横浜2」(前回13位)のゲームプランは堅守速攻。前半はプランどおりにスコアレス、後半もよく守りこのままPK戦かと思われた後半ロスタイム、自陣エリア内でシュートのかぼれ球を拾われて失点。土壇場で試合を決められてしまった。

この結果により両チームとも2日目は順位決定戦にまわり、最終的には「横浜1」が6位、「横浜2」が8位という結果に終わった。

夜の懇親会を含め、勝敗にかかわらず楽しい全国大会ではあるが来年こそは優勝を狙いたい

三橋 潔

千歳 博信

奥園龍太郎

西角 幸治

滝島 広子

越川 純哉

Advertisement for Japanese National Pension Fund (日本弁護士国民年金基金) featuring a woman pointing upwards. Text includes: 今にゆとり (Today's ease), 老後にゆとり (Ease in old age), 国民年金にゆとりをプラス (Add ease to national pension), 03-3581-3739, http://www.bknk.or.jp